

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された11,178事業所

- (ア) 農業，林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業，郵便業
- (ケ) 卸売業，小売業
- (コ) 金融業，保険業
- (サ) 不動産業，物品賃貸業
- (シ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業，飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ソ) 教育，学習支援業
- (タ) 医療，福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

イ 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から1,241事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

ウ 調査実人員

54,633人（うち初任給関係職種5,848人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

| 産 業 | 企 業 規 模 規 模 計 | 規 模 計 | | | | |
|----------------------------------|------------------|----------|----------------------|--------------------|------------------|----------|
| | | 3,000人以上 | 1,000人以上 3,000人未満 | 500人以上 1,000人未満 | 100人以上 500人未満 | 100人未満 |
| 農 業 ， 林 業 ， 漁 業 | 事業所 0 | 事業所 0 | 事業所 0 | 事業所 0 | 事業所 0 | 事業所 0 |
| 鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業 | 70 | 13 | 17 | 9 | 23 | 8 |
| 製 造 業 | 167 | 24 | 46 | 26 | 65 | 6 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業 | 187 | 30 | 17 | 34 | 78 | 28 |
| 卸 売 業 ， 小 売 業 | 115 | 16 | 21 | 14 | 56 | 8 |
| 金 融 業 ， 保 険 業 ， 不動産業，物品賃貸業 | 72 | 28 | 10 | 10 | 20 | 4 |
| 教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医療，福祉，サービス業 | 159 | 33 | 24 | 17 | 59 | 26 |
| 計 | 770 | 144 | 135 | 110 | 301 | 80 |

- (注) 1 上記のほか、調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が471事業所あった。
- 2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 民間における定期昇給の実施状況

| 項 目 役職段階 | 定期昇給 制度あり | 定期昇給 実 施 | | | | 定期昇給 中 止 | 定期昇給 制度なし |
|-------------|--------------|-------------|--------|-------|--------|-------------|--------------|
| | | 増 額 | 減 額 | 変化なし | | | |
| 係 員 | 84.0 % | 83.5 % | 35.2 % | 5.0 % | 43.3 % | 0.5 % | 16.0 % |
| 課 長 級 | 76.9 % | 76.4 % | 30.9 % | 5.0 % | 40.5 % | 0.5 % | 23.1 % |

(注) ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 12 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

| 支給の有無 | | 事業所割合 |
|----------------------|---------------|----------|
| 家族手当制度がある | | 61.5 % |
| | 配偶者に家族手当を支給する | 55.9 % |
| | 子に家族手当を支給する | 99.2 % |
| 家族手当制度がない | | 38.5 % |
| 扶養家族の 構成別 支給月額 | 配偶者 | 13,366 円 |
| | 配偶者と子 1 人 | 20,622 円 |
| | 配偶者と子 2 人 | 27,390 円 |
| | 子 1 人 | 12,835 円 |
| | 子 2 人 | 24,752 円 |
| | 子 3 人 | 36,875 円 |

(注) 1 「配偶者」、「配偶者と子 1 人」、「配偶者と子 2 人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象として算出した。

2 「子 1 人」、「子 2 人」、「子 3 人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所を対象として算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については 6,000 円（行政職給料表（一）4 級等の職員は 3,000 円）、子については、1 人につき 9,000 円である。

なお、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子については、1 人につき 4,000 円が加算される。

その 2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

| 見直し予定の状況 | 事業所割合 |
|---|--------|
| 配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中 | 20.5 % |
| 税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、 公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討 | 8.3 % |
| 配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない) | 71.2 % |

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を対象とした。

第 13 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

| 在来線の 通勤手当を 支給する | | | | | 在来線の 通勤手当を 支給しない |
|-----------------------|-----------|---------------------------|---------------------------|----------|------------------------|
| | 全額支給 | 非課税限度額 (月 15 万円) 以上 | 非課税限度額 (月 15 万円) 未満 | その他 | |
| 96.9 % | (54.0 %) | (9.2 %) | (33.3 %) | (3.5 %) | 3.1 % |

(注) () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

その 2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

| 特急料金を含む 通勤手当を 支給する | | | | | 特急料金を含む 通勤手当を 支給しない |
|--------------------------|-----------|---------------------------|---------------------------|-----------|---------------------------|
| | 全額支給 | 非課税限度額 (月 15 万円) 以上 | 非課税限度額 (月 15 万円) 未満 | その他 | |
| 59.3 % | (49.3 %) | (10.6 %) | (19.8 %) | (20.3 %) | 40.7 % |

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を対象とした。
2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

第 14 表 民間における冬季賞与の配分状況

| 区分 役職段階 | 一定率(額)分 | 考課査定分 |
|------------|---------|--------|
| 係 員 | 53.4 % | 46.6 % |
| 課 長 級 | 49.7 % | 50.3 % |
| 部長級(非役員) | 49.1 % | 50.9 % |

第 15 表 民間における特別給(賞与)の支給状況

| 項 目 | 企業規模 | 規 模 計 | | |
|-----------|------|-------------|-------------|-----------|
| | | 規 模 計 | 1,000 人以上 | 1,000 人未満 |
| 平均所定内給与月額 | 下半期 | 417,534 円 | 446,271 円 | 387,862 円 |
| | 上半期 | 424,588 円 | 454,916 円 | 393,536 円 |
| 特別給の支給額 | 下半期 | 960,781 円 | 1,088,826 円 | 819,388 円 |
| | 上半期 | 1,081,058 円 | 1,247,120 円 | 892,515 円 |
| 特別給の支給割合 | 下半期 | 2.30 月分 | 2.44 月分 | 2.11 月分 |
| | 上半期 | 2.55 月分 | 2.74 月分 | 2.27 月分 |
| | 年間計 | 4.85 月分 | 5.18 月分 | 4.38 月分 |

(注) 下半期とは令和 5 年 8 月から令和 6 年 1 月まで、上半期とは令和 6 年 2 月から 7 月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.65 月である。

第 16 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

| 職 種 | 区 分 | 学 歴 | 企 業 規 模 | | | |
|---------------------|-----|-------|--------------|--------------|----------------------|--------------|
| | | | 規 模 計 | 1,000 人以上 | 100 人以上 1,000 人未満 | 100 人未満 |
| 新 卒 事 務 員 | { | 大 学 卒 | 円 232,620 | 円 240,523 | 円 228,616 | 円 228,101 |
| | | 短 大 卒 | 208,302 | * 202,405 | * 210,623 | * 201,951 |
| | | 高 校 卒 | 188,714 | * 193,678 | * 183,370 | * 200,487 |
| 新 卒 技 術 者 | { | 大 学 卒 | 231,394 | 243,872 | 227,872 | 223,200 |
| | | 短 大 卒 | 214,156 | * 232,466 | 214,057 | * 191,450 |
| | | 高 校 卒 | 198,458 | 199,053 | 198,140 | * 198,301 |
| 新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計 | { | 大 学 卒 | 232,231 | 241,401 | 228,369 | 226,155 |
| | | 短 大 卒 | 211,868 | * 225,245 | 212,688 | * 196,543 |
| | | 高 校 卒 | 195,055 | 197,423 | 192,802 | * 199,184 |

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第 17 表 企業規模別、職種別平均給与額等

公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔規模計〕

| 職 種 | 区 分 | 平均 年齢 | 平 均 給 与 額 | | | 備 考 |
|-------------|-----|----------|----------------|---------|--------|--|
| | | | きまって支 給する給与 | 所定内給与 | 時間外手当 | |
| | | 歳 | 円 | 円 | 円 | |
| 支 店 長 | | 52.3 | 884,391 | 870,382 | 14,009 | 構成員50人以上の支店（社）の長 |
| 事 務 部 長 | | 51.2 | 781,762 | 777,145 | 4,617 | 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職 |
| 事 務 部 次 長 | | 50.4 | 669,802 | 661,362 | 8,440 | 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間） |
| 事 務 課 長 | | 46.4 | 666,086 | 641,256 | 24,830 | 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職 |
| 事 務 課 長 代 理 | | 45.2 | 577,812 | 511,601 | 66,211 | 上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間） |
| 事 務 係 長 | | 43.5 | 490,524 | 434,455 | 56,069 | 係の長及び係長級専門職 |
| 事 務 主 任 | | 36.3 | 411,472 | 346,588 | 64,884 | 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間） |
| 事 務 係 員 | | 36.2 | 376,776 | 325,431 | 51,345 | |
| 工 場 長 | | 56.4 | 779,446 | 760,171 | 19,275 | 構成員50人以上の工場の長 |
| 技 術 部 長 | | 51.9 | 731,061 | 727,169 | 3,892 | 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職 |
| 技 術 部 次 長 | | 51.6 | 726,096 | 708,696 | 17,400 | 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間） |
| 技 術 課 長 | | 48.7 | 635,825 | 620,476 | 15,349 | 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職 |
| 技 術 課 長 代 理 | | 45.4 | 565,702 | 522,298 | 43,404 | 上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間） |
| 技 術 係 長 | | 46.1 | 502,442 | 439,863 | 62,579 | 係の長及び係長級専門職 |
| 技 術 主 任 | | 40.4 | 447,272 | 366,628 | 80,644 | 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間） |
| 技 術 係 員 | | 33.9 | 383,591 | 327,932 | 55,659 | |

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第17表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

| 職 種 | 区 分 | 平均 年齢 | 平 均 給 与 額 | | | 備 考 |
|-------------|-----|----------|----------------|---------|---------|---|
| | | | きまって支 給する給与 | 所定内給与 | 時間外手当 | |
| | | 歳 | 円 | 円 | 円 | |
| 支 店 長 | | 53.0 | 949,492 | 936,141 | 13,351 | 構成員50人以上の支店（社）の長（5級） |
| 事 務 部 長 | | 51.0 | 819,737 | 815,958 | 3,779 | 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級） |
| 事 務 部 次 長 | | 50.7 | 721,273 | 715,297 | 5,976 | 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級） |
| 事 務 課 長 | | 46.0 | 703,225 | 674,243 | 28,982 | 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級） |
| 事 務 課 長 代 理 | | 45.5 | 605,552 | 533,262 | 72,290 | 上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級） |
| 事 務 係 長 | | 43.7 | 522,890 | 461,173 | 61,717 | 係の長及び係長級専門職（3級） |
| 事 務 主 任 | | 34.8 | 429,948 | 356,184 | 73,764 | 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級） |
| 事 務 係 員 | | 36.5 | 392,698 | 336,248 | 56,450 | （1級） |
| 工 場 長 | | 56.5 | 812,223 | 791,342 | 20,881 | 構成員50人以上の工場の長（5級） |
| 技 術 部 長 | | 52.4 | 777,449 | 773,480 | 3,969 | 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級） |
| 技 術 部 次 長 | | 52.4 | 800,232 | 793,599 | 6,633 | 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級） |
| 技 術 課 長 | | 49.0 | 679,034 | 667,104 | 11,930 | 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級） |
| 技 術 課 長 代 理 | | 44.2 | 614,955 | 586,730 | 28,225 | 上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級） |
| 技 術 係 長 | | 47.9 | 541,553 | 480,641 | 60,912 | 係の長及び係長級専門職（3級） |
| 技 術 主 任 | | 40.8 | 519,611 | 410,259 | 109,352 | 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級） |
| 技 術 係 員 | | 32.9 | 402,122 | 340,335 | 61,787 | （1級） |

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である（第17表において同じ。）。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

| 職 種 | 区 分 | 平均 年齢 | 平 均 給 与 額 | | | 備 考 |
|-------------|-----|----------|----------------|---------|--------|---|
| | | | きまって支 給する給与 | 所定内給与 | 時間外手当 | |
| | | 歳 | 円 | 円 | 円 | |
| 支 店 長 | | 53.7 | 671,501 | 651,809 | 19,692 | 構成員50人以上の支店（社）の長（4級） |
| 事 務 部 長 | | 51.8 | 712,028 | 706,950 | 5,078 | 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級） |
| 事 務 部 次 長 | | 50.9 | 616,616 | 607,854 | 8,762 | 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級） |
| 事 務 課 長 | | 47.4 | 568,270 | 553,577 | 14,693 | 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級） |
| 事 務 課 長 代 理 | | 43.7 | 496,631 | 447,114 | 49,517 | 上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級） |
| 事 務 係 長 | | 42.9 | 438,663 | 393,528 | 45,135 | 係の長及び係長級専門職（2級） |
| 事 務 主 任 | | 38.9 | 382,989 | 332,064 | 50,925 | 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級） |
| 事 務 係 員 | | 35.9 | 357,929 | 313,062 | 44,867 | （1級） |
| 工 場 長 | | 56.0 | 658,342 | 645,000 | 13,342 | 構成員50人以上の工場の長（4級） |
| 技 術 部 長 | | 51.4 | 665,903 | 662,355 | 3,548 | 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級） |
| 技 術 部 次 長 | | 50.8 | 646,515 | 616,736 | 29,779 | 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級） |
| 技 術 課 長 | | 48.4 | 549,527 | 528,160 | 21,367 | 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級） |
| 技 術 課 長 代 理 | | 46.8 | 502,063 | 433,702 | 68,361 | 上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級） |
| 技 術 係 長 | | 43.3 | 448,165 | 384,490 | 63,675 | 係の長及び係長級専門職（2級） |
| 技 術 主 任 | | 40.0 | 393,750 | 334,319 | 59,431 | 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級） |
| 技 術 係 員 | | 34.5 | 368,942 | 316,721 | 52,221 | （1級） |

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

| 職 種 | 区 分 | 平均 年齢 | 平 均 給 与 額 | | | 備 考 |
|-------------|-----|----------|----------------|---------|--------|---|
| | | | きまって支 給する給与 | 所定内給与 | 時間外手当 | |
| | | 歳 | 円 | 円 | 円 | |
| 支 店 長 | | 32.0 | 530,000 | 530,000 | 0 | 構成員50人以上の支店（社）の長（4級） |
| 事 務 部 長 | | 49.8 | 777,025 | 764,874 | 12,151 | 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級） |
| 事 務 部 次 長 | | 47.1 | 733,377 | 716,190 | 17,187 | 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級） |
| 事 務 課 長 | | 47.4 | 552,768 | 547,846 | 4,922 | 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級） |
| 事 務 課 長 代 理 | | 46.9 | 418,944 | 397,784 | 21,160 | 上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級） |
| 事 務 係 長 | | 45.0 | 411,398 | 358,237 | 53,161 | 係の長及び係長級専門職（2級） |
| 事 務 主 任 | | 39.5 | 349,934 | 313,174 | 36,760 | 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級） |
| 事 務 係 員 | | 35.8 | 333,913 | 292,513 | 41,400 | （1級） |
| 工 場 長 | | — | — | — | — | 構成員50人以上の工場の長（4級） |
| 技 術 部 長 | | 49.4 | 635,364 | 629,765 | 5,599 | 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級） |
| 技 術 部 次 長 | | 48.7 | 568,786 | 536,657 | 32,129 | 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級） |
| 技 術 課 長 | | 45.3 | 529,213 | 494,592 | 34,621 | 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級） |
| 技 術 課 長 代 理 | | 48.1 | 487,522 | 468,755 | 18,767 | 上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級） |
| 技 術 係 長 | | 46.1 | 472,787 | 399,712 | 73,075 | 係の長及び係長級専門職（2級） |
| 技 術 主 任 | | 40.8 | 397,196 | 336,806 | 60,390 | 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級） |
| 技 術 係 員 | | 36.2 | 346,758 | 316,052 | 30,706 | （1級） |